

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営む申立人について、令和5年に収穫した米から放射性物質が検出されたところ、①放射性物質対策として田に塩化カリウムを散布したことから、その作業に要した追加的費用の賠償が認められるとともに、②同作業に時間を要したために大根の栽培に支障が生じ、令和6年分の大根の出荷量が減少したことから、同年分の大根の取引に係る逸失利益（ただし、原発事故の影響割合を8割として算定。）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|---|-----------|
| 1 追加的費用（申立人所有の田に対する）
（散布機リース料、塩化加里購入費用及び人工代）
（令和6年3月19日～令和6年4月1日） | 金28万8085円 |
| 2 逸失利益（令和6年の大根に係る損害）
（令和6年1月1日～令和6年12月31日） | 金14万0739円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金42万8824円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年7月11日

（仲介委員 戸嶋 洋一）